

法令改正に対応!!

## 溶接ヒューム対策資機材

溶接ヒュームが「特定化学物質」  
(第2類物質)になりました!

※全体換気装置による換気の実施、またはこれと同等以上の措置が必要になります

「溶接ヒューム」が労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則(特化則)等が改正され、新たな告示が制定されました。改正政省令・告示は令和3年4月1日から施行・適用され、これに伴い、金属アーク溶接作業を行う際にはさまざまな措置が義務付けられることになります。

## 必要な措置の流れ

## ①溶接ヒュームの濃度の測定 (測定等告示※第1条)

※金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等(令和2年厚生労働省告示第286号)

測定の結果がマンガンとして0.05mg/m<sup>3</sup>以上等の場合

左記以外の場合

## ②換気装置の風量の増加 その他必要な措置 (特化則第38条の21第3頁)

## ③再度、溶接ヒュームの濃度の測定

## ④測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる (測定等告示第2条)

令和4年4月1日施行

## ⑤(面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合)

令和5年4月1日施行

1年以内ごとに1回、フィットテスト※を実施し、その結果を3年間保存する

※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます

## その他特化則に必要な措置

## ●屋内作業場の床等を、

水洗等粉じんの飛散しない方法で、毎日1回以上掃除する (特化則第38条の21第9頁)

※「水洗等」には超高性能(HEPA)フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります

## ●特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条) 令和4年4月1日施行

## ●6か月以内ごとに1回、特殊健康診断の実施 (特化則第39条～第42条) 令和3年4月1日施行



改正内容に関する通達・資料は厚生労働省HPをご参照ください。

※現に継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は令和4年3月31日までに測定

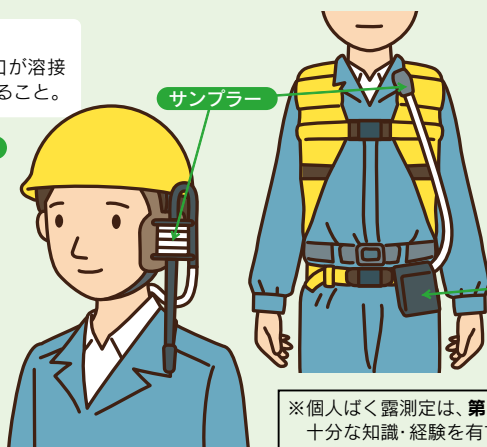
## 濃度測定

令和4年4月1日施行

個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。

《サンプラー》

作業者の呼吸域に装着し吸気口が溶接面体の内側となるように留意すること。



《吸引ポンプ》

※個人ばく露測定は、第1種作業環境測定士、作業環境測定機関などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施する必要があります。詳細はご相談ください。

## 換気装置の風量の増加、その他必要な措置

令和4年4月1日施行

溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じて換気装置の風量増加又は、局所排気装置の設置等が必要となります。

ヤマダコーポレーション

### 設置型モジュラー フィルターシステム SP-9690

[657903 0000]



三相200V 0.9kW 35m³/min

建屋の壁に取付が可能。  
床のスペースいらずで  
作業スペースを大幅に確保。

コトヒラ工業

### KSC-W01(02)

[657904 0001(2)]

単相100V 400W 8m³/min  
(単相100V 725W 10m³/min)



単相100V仕様の  
コンパクトタイプ、  
5段階のスパッタ  
対策で安全構造。

栗田工業

### Cleango

[657905 0000]



三相200V 1.1kW 23m³/min

吸引能力が高くキャスター  
付きで移動も簡単。

アマノ

### FD-10

[657901 0000]



三相200V 0.75kW 9m³/min

小型ボディとキャスターにより自由に  
移動できるポータブルタイプ。

テラル

### すいとろー君 (ダブルタンク)

[331207 0002]



三相200V 3.7kW 65m³/min

業界No.1 吸引力!  
フィルターが目詰まりしても  
吸引効果が低下しにくい。

※全体換気のご提案もできます。詳細はご相談ください。



## 呼吸用保護具

令和4年4月1日施行

粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用しなければなりません。  
**令和4年4月1日以降**は、特化則に基づき、溶接ヒューム濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を使用して下さい。

### 要求防護係数

溶接ヒューム濃度（マンガンとして）

### 選択可能な呼吸用保護具

要求防護係数 **1000** 未満

マンガンとして 15mg/m³以上  
50mg/m³未満



防護係数  
**1000**

興研

**BL-711H-03**

[601369 0003]

防じんフィルタ

アルファリングフィルタ  
**BRD-82** [601379 0082]

電動ファン付き呼吸用保護具

3M

**JADM-407J  
アドフロー**

[601336 0000]



電動ファン付き呼吸用保護具

※フィットテスト  
対象不要

防護係数  
**1000**

※製造元が指定防護係数1000以上であることを証明済み

要求防護係数 **300** 未満

マンガンとして 2.5mg/m³以上  
15mg/m³未満

興研

**BL-321H-02**

[601387 0022]

防じんフィルタ

アルファリングフィルタ  
**BRD-82** [601379 0082]

電動ファン付き呼吸用保護具

電動ファン付き呼吸用保護具



重松

**Sy11F**

[601230 0001]

防じんフィルタ

**V3フィルタ** [601219 0001]

防護係数  
**300**

※製造元が指定防護係数300以上であることを証明済み

重松

**Sy28R**

[601230 0002]

防じんフィルタ

**X2・5フィルタ** [602236 0000]

電動ファン付き呼吸用保護具



防護係数  
**33**

※フィルタ別売

要求防護係数 **50** 未満

マンガンとして 1.65mg/m³以上  
2.5mg/m³未満

防護係数  
**300**

※製造元が指定防護係数300以上であることを証明済み

要求防護係数 **33** 未満

マンガンとして 0.7mg/m³以上  
1.65mg/m³未満

興研

**BL-1005-02**

[601376 0002]

防じんフィルタ

マイティミクロンフィルタ  
**BL-1005用** [602405 1005]

電動ファン付き呼吸用保護具



防護係数  
**14**

防護係数  
**10**



興研

**1005R-08**

[602302 0008]

防じんフィルタ

マイティミクロンフィルタ  
**1005用** [602402 1005]

重松

**DD02-S2-2K**

[601522 0202]

防護係数  
**10**

興研

**ハイラック 350**

[601406 0000]

重松

**TW01SC**

[603151 0102~]

防じんフィルタ

**T2 フィルタ** [602232 0002]

防護係数  
**10**



※フィルタ別売

要求防護係数 **10** 未満

マンガンとして 0.5mg/m³未満

防護係数  
**10**



防護係数  
**10**



3M

**7780J/7753-RL2**

[602513 0003~]

防じんフィルタ **7753 ろ過材** [602558 7753]

## 床の清掃

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等、粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除することが必要です。

### 三立機器

#### 乾湿同時吸引クリーナー JX-6010HEPA

331118 6010



粉じんも水もそのまま吸引可能、HEPAフィルターで排気もクリーン。

### アマノ

#### 床面洗浄機 EG-1

337904 0001



優れた洗浄力と操作性の向上で負担を軽減。

### 蔵王産業

#### 真空掃除機 サニーペパW

331232 0000



吸排気に抗菌加工を施したHEPAフィルターを装備。本体は耐腐食・耐薬品に適し静電気にも対応した設計。

### ケルチャー

#### 乾湿両用掃除機 NT 40/1 AP

331233 0000



+  
HEPAフィルター  
331234 0000

ちり落とし機能で目詰まりを解消、強力な吸引力を維持。

## その他必要な措置

### ①安全衛生教育（安衛則第35条）

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について教育を行う。

### ②ばら等の処理（特化則第12条の2）

対象物に汚染されたばら（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

### ③不浸透性の床の設置（特化則第21条）

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート・鉄板等）とする。

### ④立入禁止措置（特化則第24条）

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

### ⑤運搬・貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

### ⑥休憩室の設置（特化則第37条）

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

### ⑦洗浄設備の設置（特化則第38条）

以下の設備を設ける。

・洗眼、洗身またはうがいの設備 ・更衣設備 ・洗濯のための設備

### ⑧喫煙または飲食の禁止（特化則第38条の2）

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

### ⑨有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条、第45条）

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

## 大塚刷毛製造株式会社

本社 マーケティング一部

〒160-8511 東京都新宿区四谷4-1 TEL:03-3355-4374 FAX:03-3352-2915

URL: <https://www.maru-t.co.jp> E-mail: [mkt@maru-t.co.jp](mailto:mkt@maru-t.co.jp)

東京支店 ☎ 03(3357)4316 ☎ 03(3357)5557

大阪支店 ☎ 06(6462)8011 ☎ 06(6462)8014

九州支店 ☎ 092(473)6511 ☎ 092(473)6515

名古屋支店 ☎ 052(909)5255 ☎ 052(909)5258

神奈川支店 ☎ 045(921)4711 ☎ 045(921)3667

埼玉支店 ☎ 048(297)6081 ☎ 048(297)6080

千葉支店 ☎ 047(433)1811 ☎ 047(434)3202

仙台支店 ☎ 022(390)0711 ☎ 022(288)0876

沖縄営業所 ☎ 098(882)9690 ☎ 098(944)2160

広島営業所 ☎ 082(234)4411 ☎ 082(234)4166

四国営業所 ☎ 087(840)0388 ☎ 087(840)0399

兵庫営業所 ☎ 078(924)8411 ☎ 078(924)8415

京都営業所 ☎ 075(691)8511 ☎ 075(691)8574

北陸営業所 ☎ 0761(73)8060 ☎ 0761(73)8030

浜松営業所 ☎ 053(465)7952 ☎ 053(465)7912

静岡営業所 ☎ 054(286)5622 ☎ 054(283)6444

長野営業所 ☎ 0263(27)4781 ☎ 0263(27)5039

城南営業所 ☎ 044(287)7100 ☎ 044(287)7101

城西営業所 ☎ 03(3530)9891 ☎ 03(3530)9890

城東営業所 ☎ 03(5242)8111 ☎ 03(5242)1300

多摩営業所 ☎ 042(369)8611 ☎ 042(369)8621

茨城営業所 ☎ 029(821)2571 ☎ 029(821)2508

栃木営業所 ☎ 028(659)3391 ☎ 028(659)3345

群馬営業所 ☎ 027(361)4311 ☎ 027(361)4870

新潟営業所 ☎ 025(286)4891 ☎ 025(286)8876

郡山営業所 ☎ 024(991)0222 ☎ 024(991)0365

札幌営業所 ☎ 011(873)6600 ☎ 011(873)6500